

令和7年度国際交流基金東南アジア・パートナーシップ・プログラム

(JF Southeast Asia Partnership Program, JFSEAP)

客員フェローシップ（招へい） 募集要項

1 趣旨

2023年12月17日に開催された日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議において、岸田文雄内閣総理大臣は、日本とASEANの間の人的交流を一層推進するため、包括的な人的交流プログラム「次世代共創パートナーシップ—文化のWA2.0—」を新たに立ち上げることを発表しました。(*)

(*) 外務省ウェブサイト https://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/ca_opr/pageit_000001_00112.html

これを踏まえ国際交流基金では、日ASEAN間の人的交流を推し進めるべく、以下5つの目的を達成するための事業を実施・支援します。

- ① 日ASEAN間において将来にわたる強固な信頼関係を構築すること
- ② 双方向の交流を促し、多層的な人的ネットワークを強化すること
- ③ 気候変動や防災など世界的な共通課題の解決に、共に貢献すること
- ④ 日ASEAN関係の懸け橋となる次世代の人材を育成すること
- ⑤ 多文化共生社会の一層の発展に貢献すること

国際交流基金東南アジア・パートナーシップ・プログラム（JFSEAP）/客員フェローシップは、上記を踏まえ、国際交流基金（以下「JF」）が、日本国内の以下のパートナー機関（受入機関）と連携して運営するフェローシップ・プログラムです。

日本とASEANが直面する国際的な共通課題に取り組むASEANの次世代の研究者や専門家を日本に招へいし、パートナー機関（受入機関）にて滞在研究する機会を提供するとともに、研究会などへの参加を通じて、内外関係者とのネットワーク形成・拡充を図ることを目的としています。

日本国内パートナー機関（受入機関）は国際交流基金ウェブサイトをご覧ください。

https://www.jpf.go.jp/j/project/intel/exchange/jfseap/vf_inbound/index.html

※本要項は日本国際問題研究所用の募集要項です。

それ以外の機関での受入を希望する場合には、各機関の要項を参照してください。

2 対象となる研究

日本とASEANが共に取り組むべき国際社会の共通課題に関する政策志向の研究。

テーマ例としては、気候変動、災害・防災、エネルギー問題、経済安全保障、海洋協力（海洋法等）、社会的・経済的格差、公衆衛生、AI、都市化など、日本とASEAN諸国、さらには国際社会が共に直面している重要な政策課題を想定していますが、これら以外でも本プログラムの趣旨に合致したプロジェクトであれば、申請することは可能です。

3 招へい期間と招へい予定人数

2025年6月1日から2026年3月31日までに来日し、3か月以上で最長12か月間、継続して滞日可能な研究者若干名を招へいする予定です。

4 応募資格

(1) 応募者は、以下の全てに該当している必要があります。

- ア ASEAN または東ティモールの国籍・市民権または永住権を有している者。
- イ 専門分野において博士（Ph.D）もしくは当該分野での最高学位を有している者。研究職以外の専門家については、研究テーマに直接関連する分野において通算7年以上の職歴/経験を有する者。
- ウ 日本での活動に支障のない健康状態にあり、英語又は日本語での研究活動及びコミュニケーションが可能である者。
- エ フェローシップの期間を通して日本に継続滞在することが原則として可能である者。

(2) 上記にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は応募資格を有しません。

- ア 自然科学・医学・工学分野のみを対象とする者。
- イ 政治的・宗教的な目的のために本フェローシップを利用しようとする者。
- ウ 日本語の習得又は産業関連の技術習得を目的とする者。
- エ 日本語教材の制作を目的とする者。
- オ 芸術・伝統文化（茶道、華道等）の研修を主たる目的とする者。
- カ 同時期に訪日のための旅費・滞在費が含まれる他のフェローシップ・奨学金・研究助成金等を受給する者。
- キ フェローシップ開始時点において1年以上継続して日本に滞在する者。

5 支給内容

(1) 1回のみのお支給

- ア 往復航空券：居住地・日本間の合理的な経路によるディスカウント・エコノミークラス（フェローシップ期間の開始前から日本に滞在している場合には、終了日の帰国に係る片道航空券のみを支給）
- イ 渡日一時金：250,000 円（フェローシップ期間の開始前から日本に滞在している場合には、原則として渡日一時金を支給しません）
- ウ 帰国一時金：50,000 円（フェローシップ期間の終了後も日本に滞在する場合には、原則として帰国一時金を支給しません）
- エ 保険：一律の基準にて JF が海外旅行保険を付保

(2) 毎月の支給

- ア 滞在費：400,000 円
- イ 随伴扶養家族加算金（該当者のみ）：10,000 円/人
- ウ 機関受入経費補助（該当者のみ）：25,000 円（上限額）/月

6 日本国内パートナー機関（日本国際問題研究所）

- (1) 本事業に関する JF の国内パートナー機関（受入機関）である、日本国際問題研究所の優先する分野・テーマは、日本に関係する外交政策・国際政治関連事項です。
- (2) 受入機関内の施設・設備を使用するとともに、受入機関の受入担当研究員による研究協力や情報交流などを通じ、滞日研究活動を行います。
- (3) 受入担当研究者については、専門分野、研究テーマ等を勧案した上で、採用者決定後に受入機関が指定します。
- (4) 研究において必要がある場合は、来日後、受入担当研究員と相談した上で、受入機関以外の研究機関や研究者との研究交流も行うことは可能です。ただし受入機関を変更することは認められません。

7 選考方針

選考に際しては、次の点を重視します。

- ・ 日本と ASEAN に共通する政策課題をテーマとしていること

- ・ 研究目的や計画が明確で、日本国内の受入機関に滞在して研究を遂行する必要性が認められること。
- ・ 自らの研究を遂行するだけでなく、ネットワーキングや研究交流の機会にも積極的に参加する意欲があること。
- ・ 日本での滞在研究成果の還元・普及が期待できるとともに、将来的に日本と ASEAN の交流の中核的人材となることが期待されること。

8 応募方法

(1) 申請締切： 2024 年 12 月 2 日(月) 23 時 59 分 (日本時間)

(2) 申請方法

ア 申請書類を次のページからダウンロードします。

https://www.jpf.go.jp/j/project/intel/exchange/jfseap/vf_inbound/index.html

イ メール添付にて以下の申請書類(ア)～(ウ)を jfseap_vf@jpf.go.jp へ提出してください。メールの件名は必ず「JFSEAP Visiting Fellowship application」としてください。

(ア) Form A Application Form / 申請様式

(イ) Form B Project Statement Form / 研究計画書

(ウ) Form C Curriculum Vitae / 履歴書 職務経歴書

(エ) Form D Confidential Reference Letter / 推薦書 2 通

2 名の推薦者からの推薦書を提出してください。推薦書は、推薦者が Form D に記入の上、締切までに推薦者から直接以下の宛先までメール添付で送信するよう依頼してください。件名には、申請者の氏名を入れてください。

(3) 留意事項

- ・ 提出されたデータ及び書類は一切返却しません。
- ・ 締切日までに受領したデータ及び書類以外は、原則として審査対象とはしません。

9 選考方法及び選考結果通知

JF と受入機関が共同して選考します。選考過程は以下を予定していますが、時期や内容については今後変更となる場合もあります。

(1) 第一次選考：書類審査

ア 提出された書類により選考を行います。

イ 第一次選考合格者に対してのみ、2025 年 1 月 17 日(金)までに、第二次選考のご案内メールを送信します。

(2) 第二次選考：オンライン面接

ア 第一次選考合格者に対し、2025 年 1 月下旬～2 月に 1 人あたり 20 分程度のオンライン面接を実施します。

イ オンライン面接は日本時間を基準に実施します。時間帯設定が不調に終わった場合は、面接辞退とみなします。また、設定された時間帯での面接に応じられなかった場合も、面接辞退とみなすことがありますので、ご注意ください。

ウ 第二次選考の結果は 2025 年 4 月(予定)にメールでお知らせします。

(3) 選考過程や選考理由に関するお問い合わせには一切応じられません。

10 注意事項

(1) フェローシップは日本国内での滞在期間に対して供与します。フェローシップ供与期間を延長することはできません。

(2) フェローシップ開始日の変更は原則として認められません。やむを得ない事情により開始日を後ろ倒しせざるを得なくなった場合には、事前に JF 及び受入機関に対し理由を説明し、その承認を得る必要があります。開始日の前倒しはいかなる場合にも認められません。

- (3) 訪日のための旅費・滞在費が含まれる他のフェローシップ、奨学金、研究助成金等を同時期に受給することは出来ません。受給期間が重複している場合は、いずれか一つを選択する必要があります。他のフェローシップ、奨学金、研究助成金等の受給により国際交流基金への応募を取り下げる場合には、選考結果通知前であっても、速やかに jfseap_vf@jpf.go.jp宛メールにて連絡してください。

11 フェローシップ受給者の義務

- (1) フェローは、フェローシップ期間中、受入機関での活動に専念していただきます。
- (2) フェローは、フェローシップ受給期間中にメディア等に紹介される場合には、原則として、JFSEAP 客員フェローとして来日中であることを明示していただきます。
- (3) フェローは、フェローシップ期間中もしくは終了後に、JF や受入機関が企画するネットワーキングイベント等に参加していただきます。
- (4) フェローは、定期報告書及び最終報告書を JF に提出していただきます。また、報告書とは別に、フェローシップの活動の成果となる政策提言やビジョン・構想をまとめたペーパー(英文 2000 ワード程度)を提出していただきます。提出されたペーパーは原則として、JF 及び受入機関のウェブサイト公開します。
- (5) フェローシップ受給期間後に得られた成果物(論文等)がある場合には、その情報を JF に共有していただきます。

12 問合せ先

独立行政法人国際交流基金

国際対話部事業第1チーム JFSEAP 事業事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-4

E-mail: jfseap_vf@jpf.go.jp

13 同意事項

本プログラムの応募者は、以下の事項に同意したものとみなします。

(1) 法令順守

ア JF からフェローシップの支給経費の交付を受けることについて自国の法令等に違反していないこと。

イ 補助金等の受給や使用に関して不正行為があったときは、補助金等の交付取消や返還命令(含む加算金)、その他の一定期間の申請資格停止等の措置をとり、場合によっては刑事罰が課されることがあります(「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)参照)。

(2) 事業に関する情報の公開事業に関する情報の公開

ア 採用された場合、フェローの氏名、所属機関、研究機関の概要等の情報は、JF 及び受入機関の事業実績、年報、ウェブサイト等において公表されます。

イ 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)に基づく開示請求が JF に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された応募書類は開示されます。

ウ JF 及び受入機関に提出された成果物などは、JF 及び受入機関の事業の広報のため、公開することがあります。

(3) 個人情報の取扱い

ア 適用法の遵守

JF 及び受入機関は、適用を受ける限りにおいて「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)(以下「法」という。)、関連する政省令、及び個人情報保護委員会又は同委員会が権限を委任した機関が定める各種ガイドラインのほか、「EU 一般データ保護規則(以下「GDPR」と

いう。）」、「中華人民共和国個人情報保護法」及び関連法令（以下「中国法」という。）、その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。

JF の個人情報保護への取組（プライバシーポリシー）については、以下のウェブサイトをご覧ください。

（法関連）（和）<https://www.jpfr.go.jp/j/privacy/>（英）<https://www.jpfr.go.jp/e/privacy/>

（GDPR 関連）<https://www.jpfr.go.jp/e/privacy/index.html#gdrp>

（中国法関連）https://www.jpfbj.cn/jp/personal_information/

また、受入機関の個人情報保護への取組については、以下のウェブサイトをご覧ください。

（日本国際問題研究所個人情報保護方針）

<https://www.jiia.or.jp/brief/kojinjyouhou.html>

イ 個人情報の取得

JF 及び受入機関は、応募者から、応募書類・添付書類、及び事業報告書・成果物等（以下「事業資料」という。）を通じて、以下の個人情報（以下「個人情報」という。）を取得することがあります。また、JF 及び受入機関は、一般に公開されたウェブサイトを通じて応募者の個人情報を取得することがあります。

【応募者に関する基礎的な情報】

氏名、生年月日、国籍、永住権、性別、勤務先、職業及び職務、自宅住所、郵便番号、電話番号（携帯電話を含む）、FAX 番号、E メールアドレス、ID 番号、パスポート番号、家族構成、家族の氏名、家族の生年月日、家族の国籍、家族の性別、家族の住所、家族の職業、本プログラムにおいて又は本プログラム前に撮影された写真等

【応募者の経歴や能力に関する情報】

履歴書（学歴及び職歴を含む）、主な業績、外国語能力、国外居留歴、国外居留計画及び居留期間の連絡先等

【応募者のセンシティブデータ】

既往症、健康診断結果、その他健康に関する情報、銀行口座情報等の個人データ

※ JF 及び受入機関は、応募者から、その家族に関する個人情報を取得することがありますが、その際、応募者は、必ず家族の方から本「個人情報の取扱い」の内容について同意を得たうえで、JF 及び受入機関に提供するものとします。

ウ 個人情報の利用目的・利用期間

（ア）JF 及び受入機関は、応募者から取得した個人情報を、当該応募者及びその家族による同意に基づき、審査、選考結果通知、事業実施、事後評価、採用者に対する諸連絡その他一切の応募者及び採用者管理の目的（以下「利用目的」という。）のために利用します。

（イ）応募者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、事業期間、事業内容等の情報は、JF 及び受入機関の事業の適正かつ円滑な運営のために、JF 及び受入機関の事業実績、年報、ウェブサイト等の公表資料への掲載、統計資料作成、今後の JF 及び受入機関の事業の策定に利用されます。

（ウ）（イ）の情報に加え、応募者の連絡先（住所、E メールアドレス、電話番号）は、事業終了後に本件事業に関するフォローアップのためのアンケート依頼、他の JF 及び受入機関の事業についてのご連絡、今後の JF 及び受入機関の事業策定のための情報提供依頼等のために利用されます。

（エ）JF 及び受入機関は、上記の利用目的達成に必要な期間、応募者及びその家族の個人情報を取り扱います。

エ 個人情報の提供

（ア）JF 及び受入機関は、応募者から取得した個人情報を必要最低限の範囲で以下の機関等に提供することがあります。提供先には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにしています

- a 日本国在外公館（大使館・総領事館等）及び日本国外務省（査証手配、安全管理上の対応、事業の実施支援等のため）
 - b 航空会社、保険会社及びその代理店等（海外旅行傷害保険加入等のため）
 - c 外部有識者等の評価者（採否審査、事後評価等のため）
 - d 報道機関や他団体（事業の広報のため）
 - e その他事業の必要性に応じて情報を受領するその他団体又は個人
- (イ) JF 及び受入機関は、応募者の健康診断結果や健康情報を、出入国手続き、海外旅行保険への加入及びその請求、出入国後の健康管理や安全管理のために、医療機関や医療従事者、保険会社、研修協力機関又は個人（ホストファミリーを含む）、関係官庁に提供することがあります。
- (ウ) JF 及び受入機関は、行政機関、他の独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「行政機関等」という。）が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用する場合で、かつ、その利用に相当な理由のある場合、応募者から取得した個人情報、行政機関等に対し提供する等、法第 69 条第 2 項に基づき、上記に記載する利用目的以外の目的のために利用又は提供することがあります。
- オ 個人情報の越境移転
 - (ア) JF 及び受入機関は、応募者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、JF 本部及び受入機関を含む日本その他の国又は地域にある拠点に移転して取り扱うことがあります。JF 及び受入機関は、当該国又は地域において、個人情報を適切に管理します。
 - (イ) 前項に定める場合のほか、JF 及び受入機関は、事業の必要性に応じて、法令に定められた条件を満たす場合にのみ、応募者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、日本その他の国又は地域にある必要な団体又は個人に提供することがあります。
- カ 個人情報の安全管理

JF 及び受入機関は、適切な安全管理対策と管理手段を講じて、応募者の個人情報に対する不正アクセスや漏えいの防止に努めます。
- キ 応募者の個人情報に係る権利

応募者は、法、GDPR、中国法その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律が適用される限りにおいて、自らの個人情報へのアクセス、不正確な個人情報の訂正、個人情報の利用停止等の権利を有します。
- ク 個人情報の取扱いに対する異議申立て

応募者は、JF 及び受入機関における個人情報の取扱いに不満がある場合には、適用を受ける法令で認められる限りにおいて、JF 及び受入機関に対して異議を述べることができます。また、応募者は、適用を受ける法令に従い、応募者の属する国の個人情報保護を管轄する当局に対して異議申立てをすることができます。
- ケ 事業関係者の個人情報

応募者から提出を受けた応募者以外の事業関係者の個人情報についても、上記ア～クの取扱いとなりますので、応募者より事業関係者に事前にご説明の上、同意を得ていただくようお願いします。
- コ 連絡窓口

本「個人情報の取扱い」に係るご意見・疑問点等は、「12 問合せ先」記載の連絡先にお寄せください。
- サ 同意の撤回

応募者は、本「個人情報の取扱い」への同意をいつでも撤回する権利があります。同意の撤回は、撤回前の個人情報の取扱いの適法性に影響を与えるものではありません。また、同意しない場合、又は同意を撤回した場合には、JF 及び受入機関から必要な情報・サービスの提供を受けることができなくなる可能性があります。

- (4) 感染症の流行状況等により、関係当局が発する規制や指示等を踏まえた対応が必要となる可能性につき十分ご留意願います。また、JF 及び受入機関は、フェローとして採用する旨の通知を行った後であっても、やむを得ず、フェローシップの期間変更や、一定の条件を付すなどの要請を行う場合があります。
- (5) 事業実施上の安全確保
- テロ事件など、世界的に安全に対する懸念が高まっていることから、事業の実施に際しては、次のような安全対策を講じ、安全確保に努めていただけるよう、強くお願いしています。
- ア 事業実施地の安全・危険情報を積極的に収集するようにしてください。
- イ 関係者にも安全・危険に関する情報を共有するようにしてください。

応募書類作成上の注意

※ 全般的な注意事項

- (1) 募集及び以下の応募書類等記載要領をよく読んで、必要事項を漏れなく記入してください。これらに定められた規則に反した場合（書類不備等）や応募書類冒頭の日付や署名が欠けている場合などは選考の対象とならない場合があります。
- (2) 応募書類は英語で記入してください。それ以外の言語で記入した応募書類は受理しません。

応募書類等記載要領

※ 応募書類

I Form A: Application Form

1. 応募者情報

- (1) 応募者氏名・敬称・生年月日：該当する欄に✓をつけた上で、氏名を記入してください。ローマ字（パスポート表記）記入は必須です。生年月日は西暦で記入してください。
- (2) 国籍/市民権及び永住権・地域：複数国籍を有する場合は全て記入してください。国籍/市民権を保有する国以外に、永住権を有する国があれば記入してください。
- (3) 現職及び専門分野：応募書類作成時点における所属機関と役職を記入してください。
- (4) 専門分野：応募者の専門分野を記入してください。
- (5) 学位：保有する最高学位を記入してください。
- (6) 言語能力：母語の記入のほか日本語能力と英語能力につき、それぞれ該当する欄に印をつけてください。
- (7) 日本滞在歴：過去の日本での滞在歴を記入してください。奨学金などを受けていた場合にはその名称を記入してください。
- (8) キャリアの中長期的なゴール：キャリアにおける中長期的なゴールを記入してください。
- (9) 他の奨学金等への申請状況：本プログラム以外の奨学金やフェローシップなどに申請をしている場合には、その申請状況について記入してください。

2. 応募概要

- (1) プロジェクト名：滞日中に行う研究プロジェクトのタイトルを記入してください。
 - (2) 関連キーワード：研究プロジェクトに関連するキーワードを5つまで記入してください。
 - (3) プロジェクトサマリー：研究計画の概要を英語 300 ワード以内で記入してください。
 - (4) フェローシップ期間：フェローシップにより滞日する予定の期間を記入してください(3-12 か月の間)
 - (5) 受入機関に関する情報：滞日中に所属することを希望する受入機関を選択し、その理由を記入してください。また、希望の受入担当研究者が予めいる場合は記入してください。
- 推薦者の情報：依頼した先の氏名、連絡先 email（又は電話番号）を記入してください。

2 Form B: Project Statement Form

計3 ページ以内で、以下の要素について、それぞれ設定してある枠の範囲内で記入してください。

- a. 研究の目的・意義
- b. 方法論、スケジュール、協力者
- c. 期待される成果とフェローシップ修了後の展望

3 Form C: Curriculum Vitae

計5 ページ以内で、以下の要素について記入してください。

(1) 1. Name and contact information

氏名、連絡先（メールアドレス）を記入してください。

(2) 2. Professional experiences (in reverse chronological order)

(1)には現職を、(2)には職歴を逆時系列式で記入してください。

(3) 3. Education (in reverse chronological order)

学歴を逆時系列式で記入してください。

(4) 4. Major Publications (e.g. books, articles, chapters, policy briefs, report etc.)

主な著書、論文、政策提言、レポート等の著作を、(1)査読ありのものと、(2)それ以外のものに分類の上記入してください。

(5) 5. Conference and presentations

学会等における主な発表を記入してください。

(6) 6. Awards and honors

主な受賞歴を記入してください。

(7) 7. Grants and fellowship

外部資金やフェローシップ等の獲得実績を記入してください。

(8) 8. Professional associations

所属学会を記入してください。

(9) 9. Other activities and qualifications, including media coverage

社会貢献活動や所有している資格を記入してください。メディアでの報道などがあればこちらに記載してください。

(10) 10. Additional information and comments

その他、申請にあたって特記事項があれば記入してください。

4 Form D: Confidential Reference Letter

「推薦書」（指定様式。2名の推薦人から1通ずつ必要）

- (1) 申請者は、研究計画遂行能力について評価できる人物2名に指定様式による推薦書の作成・提出を依頼してください。Section 1は推薦人に様式を送付する前に申請者が記入してください。
- (2) 推薦人は、Section 2で、推薦人本人の情報に続き、推薦者と申請者とのかわりとその期間、申請者の持つ学術的な資質への評価、申請書の内容から期待される本プロジェクトの実現可能性や重要性、本プロジェクトに対する総合的な評価、またこれらの所見に関する具体的なコメントを、指定様式の所定欄に英語で記入の上、メール添付で jfseap_vf@jpf.go.jp までご提出ください。

確認事項

申請書を提出する前に、申請要領の内容をすべて了解していること、提出する申請書類の内容に間違いや虚偽の情報が無いことを確認してください。また、申請書を提出する前に、必要な添付書類がすべて揃っていることを確認してください。